

「道の駅しらとりの郷羽曳野」電気自動車急速充電設備更新事業
公募型プロポーザル 実施要項

1. 目 的

この要項は、「道の駅しらとりの郷羽曳野」電気自動車急速充電器設備更新事業を行う事業者選定において、必要な事項を定める。

2. 事業概要

(1) 事業名称 「道の駅しらとりの郷羽曳野」電気自動車急速充電設備更新事業

(2) 事業場所 道の駅しらとりの郷羽曳野 駐車場（大阪府羽曳野市埴生野 975 番 3）

(3) 事業内容

事業者は、道の駅しらとりの郷羽曳野の駐車場（以下「駐車場」という。）を活用し、**事業者の自己資金により**下記の事業を行う。

①既存の電気自動車急速充電設備等の撤去

②**新たな電気自動車急速充電設備（50kW 以上）は 1 基とし、必要な配線工事等を含む充電設備一式（以下「EV 充電設備等」という。）の設置**

③EV 充電設備等の**管理運営**

※別紙「道の駅しらとりの郷羽曳野」電気自動車急速充電設備更新事業公募型プロポーザル仕様書も参照すること。

(4) 事業期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間する。

なお、業務期間終了の取り扱いは双方の協議によるものとし、協議の結果、業務を終了することとなった場合は、原則事業者の負担により EV 充電設備等を撤去するとともに整地された状態にすること。

また、今回、設置する新たな EV 充電設備等は令和 8 年 9 月末までに利用を開始するものとし、具体的な時期は協議により決定する。

(5) 使用料及び、固定資産税

①EV 充電設備等を設置する**用地に係る使用料は免除**する。

②EV 充電設備等に課税される**償却資産（固定資産税）は事業者の負担**とする。

(6) 来場者数実績（過去 4 ヶ年）

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
人数	約 760,000 人	約 730,000 人	約 720,000 人	約 730,000 人

※来場者数は、道の駅各店舗のレジスター通過人数の合計とし、公園の来場者は含まれない。

(7) 既設 EV 充電設備の実績（過去 4 ヶ年）

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
総充電時間	約 350 時間	約 363 時間	約 451 時間	約 350 時間
総利用回数	780 回	830 回	977 回	760 回

(8) 事業者選定の方法

「道の駅しらとりの郷羽曳野」電気自動車急速充電設備更新事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の各委員による企画提案書及び、プレゼンテーションの審査により選定する。

3. 参加資格

- (1) 大阪府内に事業所、営業所又は事務所を有し、契約期間中、安全円滑に事業を実施できる法人その他の団体（以下「法人等」という。）とし、**個人での応募はできない。**
- (2) 法人等又はその代表者が次のいずれかに該当するときは、応募できない。
- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するもの。
 - ②羽曳野市競争入札参加資格者に対する指名停止基準による指名停止を現に受けているもの。
 - ③国税若しくは地方税を滞納しているもの。
 - ④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続開始の申立てがあるもの又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがあるもの。
 - ⑤代表者又は役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は羽曳野市暴力団排除条例（平成 24 年羽曳野市条例第 17 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者となっているもの。
- （なお、本事項については、大阪府羽曳野警察署に照会する場合がある。）
- (3) 公共施設または民間施設を対象とした **EV 充電設備等の導入実績**があるもの。

4. 日 程

本プロポーザルの実施日程は次のとおりとする。ただし、本市の状況により予告なく日程を変更する場合がある。

項目	日付／（提出期限）
募集開始（公表）	9 月 1 8 日（木）
質問書提出期限	9 月 2 9 日（月）午後 5 時必着
質問書回答	1 0 月 1 日（水）
参加表明書等の提出	1 0 月 1 0 日（金）午後 5 時必着
企画提案書提出期限	1 0 月 2 4 日（金）午後 5 時必着
※審査会（非公開プレゼンテーション）	1 1 月 6 日（木）
審査結果公表	1 1 月 1 0 日（月）予定

※現地調査は事業者が自由に行うものとし、日程は特に設けない。

※審査会の時間等の詳細は、後日、通知する。

5. 質問書の提出及び回答

- (1) 本事業に関する質問は、質問・回答書（様式 1 号）を期限までに、「13. 事務局（配布及び提出場所）」まで E-mail により送付し、必ず電話にて到着確認を行うこと。
- (2) 電話・来庁・FAX 等での質問は、受付けない。

(3) 質問書の回答は、本市ホームページで公表する。

6. 参加表明

(1) 本プロポーザルへの参加を希望するものは、下記の提出物を期限までに提出すること。

- ①参加表明書（様式2号）
- ②会社概要書（様式3号）
- ③電気工事責任者となり得る資格者証等の写し及び、経歴書（様式4号）
- ④公共施設等における電気自動車急速充電設備導入実績（様式5号）

※過去5年以内における50kW以上の機器の導入に係る実績を全て記載すること。

- ⑤氏名、ふりがな、住所、生年月日が記載された役員名簿（任意様式）
- ⑥納税証明書（3ヶ月以内に交付されたもの）

(ア)	管轄税務署長が未納がないことを証明する納税証明書	・法人税 ・消費税（その3の3）
(イ)	管轄府税事務所長が未納がないことを証明する納税証明書	・法人事業税
(ウ)	羽曳野市が発行する市税完納証明	・法人市民税 ・固定資産税、 ・都市計画税 ・軽自動車税

※法人格を有する団体の場合は、団体代表者個人の納税証明も提出すること。

▼令和7・8年度羽曳野市競争入札参加有資格者名簿に登録のない場合

- ⑦法人の登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（3ヶ月以内に交付されたもの）
- ⑧定款、規約その他の書面
- ⑨印鑑証明書
- ⑩暴力団排除に関する誓約書（様式6号）

(2) 参加資格通知

事務局は、提出された参加表明書等について参加資格を判定し、判定結果を応募者に通知する。
本プロポーザルへの参加を認めるものには、企画提案書に記載する提案者番号を送付する。

7. 企画提案書

(1) 企画提案書の内容

- ①企画提案書 表紙（様式7号）
- ②企画提案書（任意様式）
- ③事業実施体制（任意様式）※従事者の実績や有資格、事業分担等を記載すること。
- ④工程表（スケジュール）（任意様式）

(2) 作成上の留意事項

- ①企画提案書の用紙サイズはA4判とし、表紙を除き20枚以内（片印刷）で作成すること。
- ②企画提案書等一式は、事業者名を記入した正本1部と提案者番号のみを記入した副本を5部提出すること。また、各資料はインデックスで書類名を示すこと。
※提案審査は事業者名をふせて行うものとし、事業者名の記載や事業者名が推測できる企画提案書は不可とする。

(3) 提出方法

期限までに、持参又は郵送により事務局に提出すること。

※持参の場合は、土日祝日を除く午前9時30分から午後5時まで。

8. 審査会

選定委員会は、企画提案書及び、プレゼンテーションの内容を公平に審査し、最優秀提案者を選定するため、審査会を実施する。

(1) 審査会は **Web 会議にて実施**する。

(2) **提案者**は、本プロポーザル専用のミーティング URL を Zoom もしくは Microsoft Teams で作成すること。※詳細は、資格審査後、事務局より案内する。

(3) 審査会の留意事項

①プレゼンテーションの時間は15分以内、ヒアリングは15分程度とする。

②プレゼンテーションは、可能な限り静かな環境で行うこと。

③**提案者は、事業者名や事業者名が推測できる自己紹介や企画提案は行わないこと。**

④企画提案書等に従いプレゼンテーションを行うこと。なお、追加・修正したい内容がある場合の口頭での説明は可能とする。

⑤**審査会は非公開**とし、プレゼンテーションの**録音・録画、画面キャプチャ**を取ることを禁止する。録音や録画、又はキャプチャを取った事実が認められた場合は**失格**とする。

9. 審査について

(1) 最低水準点（270 点）を超えた提案者のうち、審査の合計点数が最も高い提案者を、最優秀提案者とする。

(2) 最低水準点を超えた提案者のうち、次に得点の高かった者を、次点の提案事業者として決定する。

(3) 審査の合計点数が同点の場合は、選定委員会の投票で最優秀提案者を決定する。

(4) 提案者が1名の場合でも審査を実施し、最低水準点を超える提案者は、最優秀提案者とする。

(5) 審査基準 満点：500 点（100 点×選定委員5名）

項 目	内 容	配点	(合計)
事業者	・ 同等の事業実績は十分か（過去5年以内に設置した50kW以上の機器） ※実績数3件以下：1点、〃4件～5件：3点、〃6件以上：5点	5	10
	・ 事業期間を乗り切れる経営体力はあるか ※自己資本比率20%以下：1点、〃20～40%：3点、〃40%以上：5点	5	
事業計画	・ 事業スケジュールが具体的に示され、かつ適切か	5	10
	・ 事業実施にあたり適切な人員等の体制がとられているか	5	
利用者への配慮	・ 令和8年3月31日から新たな機器の設置までの間、利用者が混乱ない提案がなされているか	20	20
機器の撤去	・ 撤去方法は、周辺施設に影響がないか	5	10
	・ 既設機器が使用できない期間の周知方法は適切か	5	
機器の設置	・ 機器の提案は実施要項等に即したものか（容量や設置場所など）	3	15
	・ 利便性が良く、景観を損なわないか	6	
	・ 設備に異常等が生じた場合、ほかの電気系統に波及しない設計か	3	
	・ 既存系統や配管等に損傷を与えない施工方法か	3	

管理運営	・市や施設管理者への負担は生じないか	3	1 5
	・市や施設管理者との連絡体制は適切か	3	
	・問合せや苦情等の対応体制は適切か（休日、夜間、緊急時を含む）	3	
	・利用者が利用しやすい料金徴収システムとなっているか	6	
その他	・工事期間中の仮設計画は適切か	5	2 0
	・事業者独自の提案があり、工夫が感じられるか	1 5	
合計		1 0 0	

10. 審査結果及び協定（契約）の締結

（１）審査結果

- ①審査の結果は、本市ホームページにより公表するとともに、別途、提案者に通知する。
- ②審査の内容及び結果に対する問い合わせには応じない。
- ③審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

（２）協定（契約）の締結

- ①選定委員会において選定された最優秀提案者との交渉が成立した場合には、当該提案者との協定（契約）の締結を行う。
- ②協定（契約）の締結の協議においては、企画立案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、提案書等の内容の追加、変更又は削除を求めることがある。
- ③最優秀提案者との交渉が成立せず協定（契約）の締結が困難な場合は、次点の者と交渉を行い、成立した場合には、当該提案者と協定（契約）の締結を行う。

11. 留意事項

- （１）提出された書類は返却しない。
- （２）必要に応じて追加資料を求めることがある。
- （３）本事業の参加にかかる一切の費用は、提案者の負担とする。
- （４）本市提供資料等を本事業以外で利用すること、または検討の目的であっても、承諾を得ることなく、第三者に利用させる目的で内容を提示することを禁ずる。
- （５）提出期限以降における書類等の差し替え及び再提出は認めない。
- （６）提出書類の著作権は応募者に帰属するが、本市が選定の公表等に必要な場合には、本市は資料等の著作権を無償で利用できる。
- （７）提出書類は、羽曳野市情報公開条例（平成 12 年羽曳野市条例第 42 号）に定めるところにより、公開する場合がある。
- （８）選定委員会は、本要項等に定めるもののほか、必要な事項について、別に定める場合がある。

12. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- （１）指定する様式及び本要項に示した条件に適合しない場合
- （２）提出期限までに必要な書類が揃わなかった場合
- （３）企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- （４）虚偽の内容が記載されている場合
- （５）参加資格要件を満たさないことが判明した場合

- (6) 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 審査会のプレゼンテーションを録音や録画又は、画面キャプチャを取った事実が認められた場合
- (8) その他、選定委員会が不適合と認めた場合

13. 事務局（配布及び提出場所）

〒583－8585 羽曳野市誉田 4 丁目 1 番 1 号 羽曳野市役所 2 階 羽曳野市 土木部 道路公園課

TEL : 072-958-1111（内線 : 2232） FAX : 072-958-8070

E-mail : douro@city.habikino.lg.jp

羽曳野市ウェブサイトアドレス <https://www.city.habikino.lg.jp/>